

老人デイサービスセンター等に係る老人福祉法の手続きについて

1 老人福祉法上の事業

以下の事業を行う場合は、介護保険法の手続きと併せて老人福祉法の手続きが必要です。

老人福祉法上の施設	介護保険法上のサービス
老人デイサービスセンター ※ 特養等併設以外の場合	通所介護 地域密着型通所介護★ (介護予防) 認知症対応型通所介護★ 第1号通所事業★(注)
老人短期入所施設 ※ 特養等併設以外の場合	(介護予防) 短期入所生活介護

2 必要となる手続き

(1) 施設を設置する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第4号様式 設置届	登記事項証明書 ※	あらかじめ

※ 介護保険法の指定申請と同時に提出する場合、どちらか一方に添付すればよい。

(2) 変更事項が生じた場合

変更事項	届出様式	添付書類	提出期限
施設の名称、種類及び所在地	第5号様式 変更届	なし	変更日から 1か月以内
建物の規模・構造・設備の概要			
施設の長			
事業を行おうとする区域			
入所定員 ※1			

※1 老人短期入所施設のみ。

(3) 廃止又は休止する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第6号様式 廃止(休止)届	なし	廃止・休止日の 1か月前まで

3 提出方法

【長岡市に所在する介護保険法の地域密着型サービス等(上記1の表の★)】

厚生労働省「電子申請届出システム」により、介護保険法の申請・届出と併せて長岡市へ提出。

※ 介護保険法の各申請・届出メニューの「添付書類アップロード」の「他法制度に基づく届出書類アップロード」で老人福祉法の届出を添付可能。

【長岡市に所在する介護保険法の居宅サービス(上記1の表の★以外)】

厚生労働省「電子申請届出システム」により、介護保険法の申請・届出と併せて新潟県へ提出。

※ 介護保険法の各申請・届出メニューの「添付書類アップロード」の「他法制度に基づく届出書類アップロード」で老人福祉法の届出を添付可能。

(注) 第1号通所事業★について

通所介護を同一の事業所において一体的に運営する場合は、新潟県へ提出。